

鎌倉市広告付き番号発券機等設置業務に係る仕様書

1 目的

来庁者窓口の混雑緩和とスムーズな案内の実現、待ち時間の快適化を図るため、鎌倉市役所本庁舎 1 階市民課前ロビーに番号発券機等を設置する。また、市と契約した事業者が、鎌倉市役所本庁舎等にモニター機器を設置し、行政広報及び民間企業等を広告主とした広告映像等を放映する。

2 業務内容

(1) 番号発券機等

市民課各窓口の状況に合わせた番号発券機と番号案内表示機を設置し、モニター等に番号を表示し、音声案内と併せて来庁者を窓口へとスムーズに案内する。また、番号発券機システムと連動して、窓口の待ち人数やおよその待ち時間等の状況についてインターネットを介したウェブ上で随時情報提供を行う。

(2) モニター広告

本庁舎、深沢行政センター及び玉縄行政センターに広告用モニターを設置して、行政広報及び民間企業等を広告主とした広告映像等を放映する。民間企業等の広告については、市と契約した事業者が広告主を募集して映像案を作成し、鎌倉市広告掲載要綱及び鎌倉市広告掲載基準に基づく市の審査を経た後に放映するものとする。

3 機器等設置場所

- (1) 番号発券機等：鎌倉市役所本庁舎 1 階（神奈川県鎌倉市御成町 18 番 10 号）
- (2) モニター広告：①鎌倉市役所本庁舎（鎌倉市御成町 18 番 10 号） 1 階ロビー
②深沢行政センター（鎌倉市常盤 111 番地 3） 1 階ロビー
③玉縄行政センター（鎌倉市岡本二丁目 16 番 3 号） 1 階ロビー

4 機器の内訳

(1) 番号発券機

(ア) 市民課前ロビー 市民操作用 2 台

※番号発券・表示は 3 桁以上で行うこと。

(2) 番号呼出モニター

(ア) 市民課受付用 1 台 42 インチ程度（天吊式）

(イ) 市民課交付用 1 台 42 インチ程度（天吊式）

(3) 待ち人数等表示パネル及び呼出装置

(ア) 市民課 35 番窓口 2 台

- (イ) 市民課 36 番窓口 2 台
- (ウ) 市民課 37 番窓口 2 台
- (エ) 市民課 38 番窓口 1 台
- (オ) 市民課 39 番窓口 1 台
- (4) 交付窓口における呼出機器
 - (ア) 市民課 34 番窓口 一式
- (5) 広告用モニター
 - (ア) 本庁舎 1 階市民課 35 番窓口横 壁掛式 43±5 インチ程度 1 台
 - (イ) 本庁舎 1 階市民課前ロビー待合 スタンド式 55±5 インチ程度 1 台
 - (ウ) 本庁舎 1 階エレベーター前 天井吊下式 43±5 インチ程度 1 台
 - (エ) 深沢行政センター1 階ロビー スタンド式 55±5 インチ程度 1 台
 - (オ) 玉縄行政センター1 階支所ロビー スタンド式 55±5 インチ程度 1 台
- (6) その他の機器等
 - 番号発券機使用に伴う機器一式 (PC、音声放送用スピーカー、番号呼出機等)
- (7) 消耗品等
 - 発券機用ロール紙 業務執行上必要な数量を随時納入すること。

5 機器の機能等

- (1) 番号発券機
 - (ア) 簡易な操作で番号札を発券できること。
 - (イ) 6 業務以上の番号札を発券できること。番号表示は夫々 3 桁以上であること。
 - (ウ) 業務選択にあたり待ち人数が表示されること。
 - (エ) 番号札に発券年月日時刻、対象業務種別、簡易な文字情報、QR コードによる番号札の呼出状況 HP へのアクセス情報等を記載できること。
 - (オ) 各窓口の発券枚数、発券から窓口呼出し、証明等交付までの所要時間 (最大・平均) 等を集計確認できること。
- (2) 番号呼出モニター
 - (ア) 画面表示が明瞭で視認性に優れたものであること
 - (イ) 音声出力及び音量調整機能があること
- (3) 待ち人数等表示パネル及び呼出装置
 - (ア) 簡易な操作で業務ごとの番号を呼び出しできること
 - (イ) 前に呼び出した番号を再呼出しすることもできること
 - (ウ) 任意の番号を呼び出しできること
 - (エ) 番号の表示と音声で呼出を行えること
 - (オ) 音声出力及び音量調整機能があること
- (4) 交付窓口における呼出機器
 - (ア) 簡易な操作で業務ごとの番号を呼び出しできること

- (イ) 前に呼び出した番号を再呼出しすることもできること
- (ウ) 任意の番号を呼び出しできること
- (エ) 番号の表示と音声で呼出を行えること
- (オ) 音声出力及び音量調整機能があること
- (カ) 番号の表示を任意で消去できること
- (5) 広告用モニター
 - (ア) 画面表示が明瞭で視認性に優れたものであること
 - (イ) 音声出力及び音量調整機能があること
 - (ウ) タイマーによる電源の自動投入、自動遮断が可能であること
- (6) 案内・集計機能
 - (ア) ホームページ上で窓口の混雑状況や待ち人数、待ち時間等を発信すること
 - (イ) 業務毎、発券番号毎の待ち時間等の集計機能を有すること

6 各機器共通の留意点

- (1) 省スペース、省電力に配慮し、機器は新品にすること。
- (2) 電源はAC100Vであること。
- (3) 機器等の設置にあたっては、施設の維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないようにすること。
- (4) 機器等の転倒や落下、破損等を防止するなど、来庁者や職員の安全対策を十分に施すこと。
- (5) 設置工事にあたっては、市の担当部署と工事内容及び日程について協議を行い進めること。また、維持管理、保守、撤去及び設置期間終了後の原状回復においても同様とする。
- (6) 機器及びソフトウェアに異常が生じた場合は、原則即日復旧作業を行うこと。

7 行政情報及び広告映像の放映内容

- (1) 表示時間の25%以上を行政広報とする。
- (2) 広告映像については、鎌倉市広告掲載要綱及び鎌倉市広告掲載基準に基づく市の審査を経た後に放映するものとする。
- (3) 広告モニターから発する音量は、調整できるものとするとともに、市の業務に支障がないようにする。